

# 鈴木寛 社会の機能 としての スポーツ。

スポーツは、人間の生活に必要な不可欠なものではない。未来永劫、「衣食住」以上の存在にはなれないだろう。しかし、世の中に存在した方が良いというのも事実である。スポーツは人間の精神的成長や協調性を育み、感動や興奮や悔恨や絶望や喜び……ありとあらゆる感情を内包する。「人間のふれあい」が希薄化した現代にあつては、確実に「世の中に必要な機能」と化しているのである。スポーツをこよなく愛する政治家・鈴木寛が、政治という仕事の現場の日常から感じ取った「スポーツの存在意義」を綴る。

## 第七回

### 「校庭の芝生化」がもたらす 日本型スポーツコミュニティ。

荒井太郎 構成  
Composition by Taro Arai

#### 連動するスポーツ振興法改正と 「校庭の芝生化」。

前回はスポーツ振興法改正の必要性について述べさせてもらった。スポーツを取り巻く環境、スポーツに触れる場が時代とともに、学校、あるいは企業主体から地域密着型のスポーツコミュニティへと大きく変貌を遂げているため、現状とスポーツ振興法との間に大きなズレが生じている。それ故に改正の必要がある、という話である。ただ、スポーツ振興法が改正された後、いきなり「地域密着型スポーツコミュニティの整備をいっそう推進しよう」と言われても、現場の市民レベルでは一体、何をどうしたらいいのか見えない、という人もいるだろう。今回はこの点を考えてみたい。

まず、地域密着型のスポーツコミュニティ形成を目指すとした場合、課題として挙がってくるのが施設の問題だ。スポーツは大原則として、体育館やグラウンドといった、それ相当のスペースがなければ行うことができない。しかし、首都圏の行政区が、今から地域密着型スポーツを指そうとしても、グラウンド用の広い土地を確保するのは至難の業である。また土地があつても財政的に厳しい自治体もあるであろう。つまり、多くの自治体には既存のスペースを使わざるを得ないという現実がある。

その場合、浮上してくるのが学校の校庭を借りるという方法だ。実は、ここに地域密着型スポーツコミュニティと市民のかかりの一端がある。それは行政が設置し、市民が運営するという趣旨の「公設民営」と

いうコンセプトである。要はパブリックの施設を市民で運営していくという考え方だ。

実はスポーツ振興法改正と連動して、私が一番やりたいと思っていることのひとつに、校庭の芝生化がある。地域密着型スポーツコミュニティの場、法改正のシンボリック存在になるのはもちろん、子どもたちの安全や温度上昇の抑制など、多方面にわたる波及効果が期待できるからである。

では、校庭の芝生化のカギは誰が握っているのか？それは市区町村である。公立の学校の場合、教員の人員費は国と各都道府県の折半で賄われている。教科書は国の財源からだ。しかし、小中学校の設置者はそれぞれ市区町村。故に校庭の芝生化は市区町村の仕事となつている。

限られた財源のなか、校庭の芝生化に対して、市長や市議会がどう意思決定をするか。市民からすれば、国や県を動かすのは大変だが、市長や市議会議員を動かすのは、それと比べれば身近なこととして捉えることが出来る。市民が一致団結して声を上げれば、それが市政における最重要テーマとなりうるわけだ。極端に言えば、市長のジャッジだけで、芝生化に補助金や交付金などを活用しようと思えばできるのである。市長の決断に市民の声を反映させるには、学校に通う子ども達の親の声だけでは大きな影響力にはならない。市民パワーをいかに結集させることができるかが、重要になってくる。校庭芝生化の実現には、住民の働きかけ次第という側面もあるのだ。

ただ、市民側は校庭の芝生化が実現しても、学校にすべてを任せるといった考えは持たないほうが賢明だ。校庭芝生化は、行政の立場から言えば、導入コストもさることながら、デリケートで手入れが不可欠な芝の維持管理費が問題となる。もし、学校に芝生の管理を